

今堀日吉神社文書 (十)

仲村 研編

まえがき

昭和五十年九月、滋賀県八日市市土器町の日吉文書刊行会（代表者 田原権平氏）から『今堀日吉神社文書』(A5判 五一五ページ)が刊行された。八日市市教育委員会や関係者によると、名古屋大学の川本暉夫氏の作成された草稿が、八日市市教育委員会に保管されていたのを、田原氏が中村直勝博士の監修をうけて刊行されたものだという。ところが、保管原稿の中に神田納帳はじめ後発見史料などが欠けていたらしく、これらの欠けている史料が付加されることなく刊行されたのである。中村博士はまえがきの中で、文書の総点数を六五〇通と述べておられるのに、文書番号は五六八号までしかない。昭和十六年十月、京都帝国大学文学部国史研究室が作成した「滋賀県蒲生郡中野村今堀村日吉神社文書目録」と照合すると約八十点が欠如している。しかも、日吉文書刊行会『文書』の二二七号の応永二十六年八月十三日正胤寄進状

が四一三号にそのままできてきたりしている。重複である。これは二二七号に応永二十七年二月の正胤寄進状が入るべきところであったのが間違っただけで入れられたためである。文書の重複はこの他二点ある。また折紙の上下が分離され全く別々に掲載されている。たとえば、『文書』三二七号の天文十八年十二月四日の神人入免日記と三二七号の同日神人足子日記がそれである。これなどは折角の目録を無視したものであり、現在、滋賀大学経済学部附属史料館の配列（昭和十六年十月の『目録』通り、但し神田納帳の配列のうち一部は裏打ち作業の過程で前後しているものがある）通りではない。そのほか有名な享徳三年六月の藤切山樵馬人数注文（『文書』三二六号）にいたっては、一ページの中に十五か所の誤字や校正ミスがあつて、この『文書』を引用するときには、いま一度影写本や原本との校合が必須となってくる。

以上、日吉文書刊行会の『文書』について論評を加えたが、『文書』の刊行によって作業の打切りを予定していた私は、これから

神田納帳や後発見文書にかかるときでもあり、完全な刊本をみるまで、引き続き作業を続行することにした。一方で目下、蛇溝・今崎（今在家）・芝原・中野の各共有文書目録の作成と文書の解説に従事し、蛇溝・今崎については終了したが、より完全な刊本には今堀の近世文書（共有・私有ともに）や近在の村々の共有文書のうち今堀関係文書を付加することがのぞましく、是非実現させたく考えている。（一九七六・九・一）

昭和五十年の七夕の日の昼下がり、激しい土砂降りのあと、私は滋賀県八日市市教育委員会、八日市郷土文化研究会の人々とともに、八日市市今堀町の日吉神社へ到着した。日吉神社の境内にある今堀公民館には、得珍保今堀研究で以前よりご厄介になっている村田惣吉翁はじめ、八人衆やオトナ衆が、私たち一行を待ちうけていた。今回の日吉神社訪問は、春に村田翁より招待されたものであった。それは私が二年ほど前に「中世における偽文書の効用」という小論を報告し（『日本歴史』第三〇三号）、また昨年、八日市郷土文化研究会の機関誌『蒲生野』第十一号に、「室町・戦国時代の村落生活」という一文寄せ、いずれも中世後期の保内商業の展開のための重要な文証となった後白河院の院宣（宣下）が作成される理由とその時期、実際の効用などについて言及したもので、村田翁から七月七日の曝涼のうちに、日吉神社の御神宝である「お手判」（今堀では院宣をこう呼んでいる）を拝見したらという連絡をいただいたのである。

この文書についてはかつて宝月圭吾氏が「偽文書について」（宝月圭吾・所三男・児玉幸多編『具体例歴史研究法』吉川弘文館昭和三十五年）の中で、日吉神社の名を伏せて、院宣が商業権の拡張に使用されたという本来の目的から流行病を防止するという信仰の対象に転化していることについて、「これは偽文書が作製された本来の目的が忘れられ、それが全く別の用途に利用されているという、きわめて珍しい一例とすべきであろう」と指摘されたことがあるが、村田翁は『今堀日吉神社々記』（非売品）に収められている「今堀のお手判（院宣）の伝説」という一文の中で翁の幼少時の想い出を語り、「其の後幾回も悪い病気が流行した時があつて其の度毎にお手判を出してお守神として信仰行事が行われたことがあつたと記憶する」と述べ、宝月氏の指摘を裏付けている。

さて私たち一行は、近在の中野神社の官司で今崎、今堀の社の官司をも兼任されている畑惣一郎氏のお祓いをうけたのち、桐箱に収められ錦の袋で包まれた院宣を拝見したが、写真撮影が許可されないのです、この文書を脳裡に焼付けることに懸命であった。文書の文章は、日吉神社文書のうちに、二通ある写し、二九五号（改十九号十通）、三一三号（改十九号二十八通）のうち、前者の雰囲気に通じるものであった。すなわち、三一三号では「近江國保内商賈人等」とあるのは、二九五号では「近江國保内商賈人等」とあり、原本も「賣」の文字を使用している。したがって、字体も二九五号の方が原本を忠実に模しているとしてよく、当然、改

行も原本どおりになされている。いわゆる、後白河院の手判(手印)は文書の袖上に墨で印されており、右手でその形状は掌の部分に比して指の部分が細くて長く、私の印象では全体としては小さく、現在の女子中学生の右手の掌のような感じが強かった。もし女性のそれであるとすれば巫子のものに違いはないというのが、拝見時に私の脳裡をよぎった印象であった。私はお手判を穴のあくほど拝見した。時間にすれば十分足らずではあったが、その印象はいまも鮮烈に残っている。

なお益田宗氏は、藤原忠親の書いた文覚の四十五ヶ条起請文に印されている後白河法皇の右手の朱手印について、「現在のわれわれの手からみると小さく、女性の手のようにみえる」(『書の本史』第三巻)と述べておられるが、小さいのは共通しても掌の大きさと指の長さとの比は、今堀の手印の方が掌に比して指が長いことを付言しておきたい。

村田翁の談によると、研究者でこのお手判拝見の機を得た人は故人では三浦周行博士(三浦博士は名著『法制史之研究』において「院宣」の手印について「小児の手の如く小なり」(八七五ページ)と注記されている)、現存の人では中村直勝博士のみであり、(中村博士はその後故人になられた)しかも中村博士にお見せしたのは拝殿の暗いところであったということである。白昼、オトナ衆など三十人近くいる座の中で、堂々と拝見する機会に恵まれた私は、全く研究者冥利につきるものであった。拝見ののち、十二体の銅の懸仏をも見せていただき、いつもの調査と同じく今堀

についての質問をし、また参会の人たちから質問をうけて有意義な数時間を過したが、その夜は、文書についての種々の想像が頭を駆けめぐり、寝つかれなかったことを覚えている。

(一九七五・九・一〇)

#### 凡 例

一 文書番号は京都大学文学部国史研究室の影写本整理順序に従った。また文書名も同研究室の整理題名に従ったが一部異動したものもある。

一 字体は当該時代の異字・俗字等を出来る限り原形のままとしたが、正字に改めたものもある。なお「印は改行を示すもの」である。

四至 (東) 車八道立作 南菴室下地定

北 道立作 西八庭定

右件菜畔ハ、雖爲元者竹林房一先祖相傳之私領、直依要

用有、眞乘坊手限永代賣渡所一實正也、雖經後々代々、

更他一妨違乱煩不可有者也、仍爲一後日沙汰之證文狀如

件、

康正二年五月三日

竹林房 成祐 (花押)

五一七 蛇溝沙彌道性等田地賣券

(端裏書)

「道性房證文」

賣渡進 田地新放券文事

合半三十步者 又并新下地一所別在、可出二升  
但直米陸石請取了

在得孫保柴原鄉之内字講力谷在之新田也

四至 限東堤 限南溝  
限西破塚介太郎田 限北溝

右件田地、元者沙弥道性先祖相傳之私領也、「雖然、依

有直要用、僧備前殿・孫次郎殿兩人」中所沽却進在地明

白也、須雖可相副本證」文、依引失、不能副進、雖經後

々代々、更不可有」他妨者也、仍爲向後龜鏡證文之狀如

件、

永和四年三月 日 蛇溝沙弥道性 (花押)

右馬太郎 (花押)

五一八 又太郎菜地賣券

賣渡進菜地新放券文事

合壹畔者 直錢壹貫四百文請取畢

但公方 大升 一升 得分茶升壹斗二升

(蒲) 在耕生郡得孫保今堀郷東村前之

四至 東藤内左衛門作 西中坊二郎左衛門作  
南二郎左衛門作 北兵衛二郎作

右件菜地、元者北ノ又太郎先祖相傳之」私領也、雖然

依有直要用、正傳庵之」手永代賣渡進所在地明白實正也、

」然上者、雖經後々代々、於此下地者、違」乱煩不可有

他妨者也、仍爲後日支」證券狀如件、

大永二年壬午八月十三日 北ノ 又太郎(略押)

〔參拾貳号〕

五一九 學頭代定舜等連署畠賣券

賣渡畠新放券文事

合壹段者 但直錢壹貫參百文請取了

在江州(蒲)藤生郡得玆下保今堀郷内在之

四至限 東兵衛二郎作 西左近三郎作  
南惣森 北大道

右件畠、元者輪光房先祖相傳私領也、雖然、爲佛頂堂寄

進上者、依有直要用、(谷而今堀郷)限永代所賣渡在地明白

實正」也、但彼畠等者、今堀郷内柿木名内也、相副」本

證文候上者、雖經後々代々、更々不可」有違乱煩他妨者也、仍爲後日沙汰證」文之狀如件、

寶德參年辛未八月 日 學頭代 定舜(花押)

春存(花押)  
如法經奉行 兼 玆(花押)

五二〇 さわ盛秀田地賣券

(蒲原郡)「南ハふうけんあんうりけん」

うりわたすし申田(地)ちの事

合三百分 (直錢)ちきせん貳貫百文

在蒲上得玆柴原郷内あり

至四 (マ)東ハ兵衛作定 (北)南ハみそお定  
西ハるく又大作定 (北)比ハ左五郎左近作定

右件田、元柴原ふうけんあんのせんそさう」田しりなり

といゑとも、(直要用)あたひようくあるに」よて、今堀左近手

ニ永代うりわたし申候」ところ實正明白也、但本證せう

一通」あいそゑ申上、いらんわつらい申へからす、よて  
(證文(狀カ)如脱カ)小もんし上件

長祿三年十二月廿四日  
卯

ほうけんあん 盛まわ秀 (花押)

五二一 蛇溝南衛門田地賣券

〔端裏書〕  
「蛇溝之衛門二郎賣券 ウルヘシ」

賣渡進 私領田地事

合壹段半者 但直錢十六貫文請取畢

在蒲生郡得保内蛇溝郷内字名里南」有之  
(弥脱)

四至限 南河定 西大道定  
東河定 北神主作

右件田地、元者蛇溝之南之衛門二郎衛門先祖相傳」私領也、雖然、依有直要用、今堀馬殿賣渡進」所在地明白實正也、雖可本證文相副、依有「類地、不相副進者也、若於此地ニ違乱煩出來」時者、本物ニ可請返者也、但常意坊雖爲賣」地、常意房手ヨリ之本文證依引失副進者也、」  
(不脱)

若本證文以出人者、可爲たう人(盜)と者也、」仍爲後日文書之狀如件、

應永三十二年十二月六日

蛇溝之南衛門殿 (略押)

五二二 今堀又二郎田地賣券

〔端裏書〕  
「黒丸 今堀十禪燈明 惣可出」

賣渡進 私領田地事

合壹段者 直米三石請取了

四至限 東野 南布施新殿作人蛇溝左近太郎作  
西蛇溝惣田 北蛇溝六郎衛門作

在蒲生郡得保内字名黒丸有之  
(蒲)

右件田地、元者今堀又二郎先祖相傳私領也、雖爲」然、依有直要用、永代限元邦坊御手ニ賣渡進」所在地明白實正也、本證一通相副進スル者也、」於此地ニ、違乱煩出來時者、本物ニテ可請返者也、」仍爲後日沙汰文證狀如

件、

今堀又二郎(花押)

得分六斗

應永參十二年三月廿六日

五二三 惣分宛行狀

〔端裏書〕  
「山神ノ田ノ日記」

惣分アテ狀之日記事

合壹石二斗者

右件アセチノク米ハ、日テリ(旱)・カセソムマユクトモ、

此田上於ハ一疔モ未進有マシクサラウラ(ウラウ)マシクサウラ

ウ、若田ム錢ハサクニムハ惣(段)(作人)ハフナシサラヘシ、

若夫ハムフムナシ、(行カ)

廣永十六年二月十九日(應)

廣永十五年夫一人、カクノ夫ニユク、(應)

五二四 鶴石刑部太郎田地賣券

賣渡進 私領田地之事

合壹所者 直錢肆貫伍百文請取畢  
但得分五斗請迫未進ハラ下地ヲ可被取候

(蒲) 菴生郡得孫保字高カ谷在之

四至限 東堤 南猪子兵衛作  
西藤左衛門作 北溝限

右件田地、元者東鶴石刑部太郎(部)先祖相傳也、雖然、依

有直要用、三郎左衛門手仁限永代令沽却處、実正明白也、但本證文四通相副畢、然上者、雖經後々代々、不

可有違乱、煩者也、仍爲後日沽券之狀如件、

文明十四年(部)寅十二月廿八日 鶴石刑部太郎(略押)

五二五 學頭代定舜等連署田地賣券

(端裏書) 「リンクワウ坊賣けん」

賣渡田地新放券文事

合大者 但直錢壹貫八百卅三文請取了  
トク分三斗六升定

在江州蒲生郡得玆下保今堀郷内在之  
(蒲)

四至限 東 道金作 西 妙道作  
南 兵衛二郎作 北 竹林坊畠

右件田地、元者輪光坊先祖相傳之私領也、「雖然、爲佛頂堂寄進上者、依有直」要用、谷而今堀<sup>十</sup>限永代所賣渡在地明「白實正也、但彼田地等者、今堀郷内柿木」名之内也、雖可相副本證文、依有類地「裏破畢、爲是本支證、雖經後々代々、「更々不可有違乱煩他妨者也、仍爲後日」證文之狀如件、

寶德參年 未八月 日

学頭代

定 舜 (花押)

如法經奉行

春 存 (花押)

兼 玆 (花押)

五二六 朝永昌賣券

賣渡進 畠地之事

合半者 直錢七百五十文「請取了

在蒲生郡蛇溝郷宮後之

四至限 能譯 東 右近作 南 大道  
今堀 西 道秀地 北 左近五郎作

右件畠地者、いぬ井相傳之「私領也、雖然、依有直要用、「今堀之左馬二郎限永代賣渡」処實正明白也、本證文「依有類地、不能相副、若雖爲」天下一同之御德政、違乱妨不可有者也、仍爲後之沙汰」支證之狀如件、

寶德貳年 四月廿二日 朝 永 (花押)

五二七 刑部太郎田地賣券

(端裏書) 「しまほり 刑部太郎 うり地」

賣渡進私領田地之事

合大者 但直錢八貫五百文請取畢  
得分八斗五升又一斗八(寄)幡奇進

在蒲生郡得玆保今堀郷字大將軍上在之



四至限

東溝

南二郎衛門作

西刑P作

北二郎衛門作

右件田地、元者形P太郎先祖相傳之「私領也、雖然、依

有直要用、限永代」大善坊御手仁賣渡進處在地明白」實

正也、但本文證者、依有類地、裏ヲ」ワリ畢、然上者、

雖經後之代々、」於此下地、不可有違亂煩他妨者也、

仍爲後日支證沙汰放券之狀如件、

今掘惣分百万遍寄進

(刑部)  
形P太郎(略押)

長享二年戊申十一月廿九日

五二八 光海島賣券

(端裏書)

「觀應二年卯三月十四日

□□□□右見殿賣狀」

謹辭沽却進私領島地事

合壹段一所者

但此地內大入方今掘介太郎名也  
小今掘神領也 直錢肆貫文搥請取畢

四至

限東九郎殿島

限西平次郎島

限南介次郎作  
限北彦四郎作

四至

限東平次郎島  
限西源八島

限南柴原若殿島田  
限北土用太郎島

右件島地、元者光海相傳之私領也、然而、依「有直要用、  
相副本書文一通、岩禪壽殿仁」限永代所賣渡進實正也、  
更雖經後之代々、不可有他妨者也、仍爲後日證文」之  
狀如件、

觀應二年辛卯三月十四日

光海(花押)

(裏書)  
「此下地內半分永代賣渡候  
寶德三年未八月日」

五二九 妙心等田地賣券

(端裏書)

「如法經道場寄進 道泉」

賣渡申私領田地事

合新田半者但直代四貫文請取了  
得分四斗

在得弥保柴原郷之内字西村下四切かいかき内

四至限

東ハ妙蓮作かちや南ハ類作右近四郎  
西ハ淵定(北)比ハ右近太郎作

右件之田地、元者妙心之右近三郎先祖「相轉(傳)之私令也、

雖然、依有直用之、今「堀馬(四)せ郎手限永代賣度申處在」

地明白實正也、雖有本證文、見う(失)しない「候よりて、相

副申さす候、若以出來候ハ(盜人)ん」者ハ、たうしんたるへく、

若此田地違乱「煩候者、以本物請返申候へし、仍爲後日」

狀如件、

應永廿七年庚子十二月十一日

賣主 柴原の西村の 妙心(略押)

右近三郎(花押)

五三〇 奉行長尊田地賣券

沽却進 田地之事

合九十分者

但直米壹石三斗請取畢  
四之者本文證仁在之

在今堀之郷内字大垣内之河田也

右件田地之元者、寶泉菴之相「傳也、然而、依有所望、

正四坊之手仁本」券文一通副、永代所賣渡進在「地明鏡

也、後之代之更以不可有他」之違乱煩者也、仍爲後證文

書狀」如件、

應永十一年甲申十二月廿一日 奉行長尊(花押)

五三一 かちや二郎三郎等畠賣券

(端裏書)

一畠一反しはくら かちや二郎三郎うりけん同同西 為もん太郎

賣渡進私領畠地新放券文事

合畠一反者 但直代壹貫文請取畢

在得你保柴原郷内字きとのくちにうけんあり(マ)

限東ほう道 限南上道作

四至 限西く内作 限北二郎太郎作

右件島、元者二郎三郎先祖相傳私領也、」雖然、依直要

用、せんたんあん(禪)の御て「限永代」所賣渡進在地明白也、

但本書「文ハ」るい地あるニよて、そゑしんせんす候、(副)

しんけん(新券)以所賣「渡進しつ」正也、雖後々代々、更ニ不可た

のさまた「けんあるよ(マ)の也、仍爲後日沙汰書文」狀如件、(證)

柴原西村 二郎三郎(略押)

應永十二年十二月十二日 はついしん女(略押)

五三二 兵部公聖秀菜島賣券

(端裏書)  
「兵P賣」

賣渡進私領菜畔之事

合三畔者 但直錢四貫文請取畢

在補生郡得孫保今堀郷小森西在之(蒲)

四至限 東小森 南堀定 西惣地 北兵衛三郎作

右件之菜島、元者聖秀先祖相傳之「私領也、雖然、依有

直要用、今堀惣へ」限永代賣渡進處在地明白實正也、

但依有類地、本文證之裏別畢、然上者、」雖經後々代々、

於此下地、不可有違乱煩」他妨者也、仍爲後日支證沙汰

新」放券之狀如件、

兵D公 聖 秀(花押)

長享二年申八月十一日

五三三 上野田地賣券

賣渡進私領田地之事

合大者 直錢二貫文請取畢

得分 四斗定 三斗定

在補生郡得孫保今堀横道辻之北仁在之(蒲)

四至限 東 南左近四郎作定  
西横道定 北

柴原之郷西之野布施道北河副仁在之

合一所之内 ヨリ得分一斗定直錢六百文請取畢  
公方野神田

右件之田地之元者、柴原上野先祖相傳之」私領也、雖然、  
依有直要用、眞乘坊手仁限」永代賣渡進所在地明白實正  
也、但本證文」事者、依引失、不能副進、万一号本文證  
有、」以出物者、可爲盜入者也、然上者、雖經後々代々、」  
於此下地、不可有違乱煩者也、仍爲後」日之支證新放券  
之狀如件、

文明十三年辛 三月十一日 上野(花押)

五三四 今堀兵衛太郎島賣券

賣渡進私領島之事

合一段者 直錢三貫三百文請取畢

在禰生郡得孫保内今堀キトノクチ」在之  
(蒲) (木戸) (口)

四至限 東助太郎作定 南茶園キワ定  
西又太郎島定 北形P作定  
(刑部)

右件島地之元者、今堀兵衛太郎」先祖相傳之私領也、雖  
然、依有」直要用、大善坊仁限永代賣渡」進所在地明白  
實正也、本文證者、」見出定可進者也、然上者、雖經」  
後々代々、於此下地、不可有違乱煩、」仍爲後日支證新  
放券之狀如」件、

文明十一年二月 日 今堀 兵衛太郎(花押)

五三五 花藏坊榮海田地賣券

賣渡進 私領田地新放券文之事  
(端裏書)  
「花藏坊賣地」

合壹反者 直錢七貫文請取畢  
但公方屋敷分壹反小

在禰生郡得孫保今堀シタワラニ之  
(蒲)

四至限 東類地 南類地  
西溝 北又太郎兵衛作

右件田地、元者榮海先祖相傳之私」領也、雖然、依有直

要用、永代永芳手(邦)ニ「賣渡進在地明實正也、本證文雖可」

相副、一乱ニ依引失、不能副進也、然上者、「雖經後々

代々、於彼下地者、不可有違」乱煩他妨由、仍爲後日支

證放券文之狀如件、

永正十年辛酉二月七日

花藏坊  
榮海(拇印)

五三六 辨島地避狀

(今在家)

いまさいけノ正けいの西、「反大の島すて申候事、」い

らん申ましく候、その「ために、かやうに申候事」にて

候、よて狀くんとん(件)「ことし、

(應)  
广永廿三年八月 日 弁 (花押)

(裏書)「ことし」ノ下アタリニ記セリ。  
「此」反大内三百分者  
中野大夫との分也」

五三七 猿衛門太郎菜地賣券

賣渡進私領菜地之事

合貳畔者 直錢三貫文請取畢  
御服貳枚

萬一未進有ハ作ハナサルヘク候

(薄)  
在補生郡得孫保今堀字中垣内之

限四至 東千代作 南茶園  
西類地 北類地

右件菜地、元者雖爲猿衛門太良」先祖相傳之私領、依有

直要用、「正傳庵永邦御手仁永代賣渡」進處實正明白也、

本證文者、類」地有之間、不進候也、然上者、雖經」後

々代々、不可有違乱煩者也、「仍爲後日支證放券狀如件、

大永五乙酉年十月廿八日 猿  
衛門太郎(筆軸印)

五三八 蛇溝兵衛田地賣券

賣渡進私領田地之事

合壹段者 直錢九貫五百文」請取畢

(蒲) 在菰生上郡得孫保内字今堀東在家前之

限四至 東助作 西ハ左衛門三郎作  
南溝定 北ハ左衛門作

ワタ四畝

右件田地、元者雖爲蛇溝兵衛」先祖相傳私領、直依有用  
要、今堀」小犬左近四郎手仁限永代、副相本證文」一通、  
(渡) 賣度進所在地明白實正也、但」雖經後々代々、更不可有  
他妨違乱」煩者也、仍爲後日沙汰之證文狀」如件、

文明五年<sup>关</sup>巳十二月廿四日

(念) 田時三百歩  
久方ハ 皇時一反卅P

蛇溝兵衛 (略押)

五三九 法師丸畠賣券

賣渡進 私領畠地事

合大四十歩者 但直錢捌百文請取了

在得孫保内いまほりの神前仁在之

限東又太郎畠 限南ほり  
四至 限西三郎二郎畠 限比蛇溝河<sup>(北)</sup>

右件畠地、元者法師丸先祖相傳之」私領也、而依有直要用、いまほりの」清次郎手仁永代賣渡進處在」地明白也、  
雖經後々代々、不可有他妨者也、仍爲後日爲龜鏡證文」  
狀如件、但此畠地仁三年一度はまくたし候へく候、  
(濱) (下)  
但本證文二通副進候、

延文四年十一月十四日

法師丸 (略押)  
名主平内 (略押)

五四〇 刑部畠賣券

(端裏書) 應安六  
「一反畠 いまほり 形P 加地子三斗」

賣渡進畠地新放券文事

合壹段者 但直錢壹貫請取了

在得孫保今堀郷之内宮北神田也

四至 限東孫三郎之畠 南限布施殿畠  
限西柴原七郎畠 限北山太道

右件畠地、元者字形部(刑)允先祖相傳「私領也、然而、依有

直要用、柿木之」御坊限永代所沽却進在地明白也、「本

證文一通相副了、雖經後々代々、(可脱)不有他妨者也、仍爲

向後龜鏡證」文之狀如件、

應安六年十一月四日

賣主字形部(刑) (略押)

五四一 副松女畠賣券

(端裏書)  
「七郎殿しようもん」

賣渡進私領畠地新放券文事

合壹段者 但直錢壹貫文」請取畢

在得跡下保今堀郷内宮森北付反也

四至 東限又二郎作畠 南限森  
西限岩石女畠 北限道

右件畠地、元者副松女相傳之私領」也、然而、依有直要用、

彦七郎殿」限永代所沽却進在地明白也、雖經」代々代々、

更不可有他妨、仍爲後日沙汰」券文注以解、

貞治五年十二月廿一日

副松女 (略押)

五四二 源衛門菜畠賣券

賣渡申ナハタケ之事

合一半者 (畔) 但直錢六百文請取畢  
德分六舛請ツメ定茶屋舛  
公方廿文

在耕生上郡德チン方内アサナ今堀イハ有之  
(蒲) (得) (保) (可庭)

四至浪 (限) 東釋加堂作 南やぶ兵へ四郎作  
西又太郎作 北川浪 (限)

右伴ナハタケ、元者正幸源衛門雖」爲買德知行、依有直

要用、今堀」弓講御人数内、永代賣渡申」處在地実正明  
白也、然上者、後々」代々雖經、違乱不可有煩者也、「

仍而爲後日券文狀如件、(件)

天文八年己未七月二日

正幸  
源衛門 (略押)

五四三 四郎兵衛田地賣券

賣渡進私領田地之事

合壹段者

但直錢 拾貫文請取畢  
(追筆) 少事未進有之者  
「每年一石德分作取上可者也」

在<sup>(蒲)</sup>在藉生上郡得跡保内今堀東在家前之

限四至

東ルイ地  
南溝定

西左衛門三郎作  
北左衛門作

右件田地、元者雖爲<sup>(追筆)</sup>「今堀四良兵衛」<sub>「今堀四良兵衛」</sub>祖相傳私領、直依有用

要、今堀小犬」左近四良手仁限永代、副相本證文」一通、

賣<sup>(渡)</sup>度進所在地明白實正也、但」雖經後々代々、更不可有

他妨違乱」煩者也、仍爲後日沙汰之證文狀如一件、

<sup>(下)</sup>文

延德貳年十二月廿六日

西 四良兵衛 (略押)

五四四 今堀福衛門二郎菜畠賣券

賣渡進私領菜地之事

合貳畔者

直錢貳貫八百文請取畢

在<sup>(蒲)</sup>在藉生郡今堀郷中恒卜北在之

四至 限

東類地  
南茶園

西若兵衛三郎作  
北道

右件菜畠、元者今堀福衛門二郎」先祖相傳之私領也、雖然、依有直」要用、永代三良左衛門仁賣渡處」在地明白

實正也、但本證文相副可」渡雖、依有類地、不能副進者

也、雖經」後々代々、」不可違乱煩他妨者也、仍而」爲<sup>(有脱)</sup>

後日證文狀如件、

延德參年<sup>三</sup>辛亥十二月十二日

今堀 福衛門二郎 (略押)

五四五 刑部太郎菜地賣券

賣渡進菜地之事



直錢五百文請取畢  
合一畔者 自此內五十文七月ノトウロチンニイタス也  
内傳三坪寄進永邦

在蒲生郡得孫保内今堀郷字へ東ノ里ノ前ニ之

四至限 東ナカ左近太郎作 南へ眞光作  
西へ柴原道 北へ道金坊作

右件菜地之元者、東ノ形尸太郎相傳私領也、雖然、依有直要用、限永代今在家智手」仁賣渡進處在地明白実正也、依但本書文」者、引失ニ不能副進、有以出來之輩者、可」爲盜入者也、雖經然上者後々代々、於此下」地、不可有違乱煩他妨者也、但雖爲天下」一同御德政、不可有一一言子細者也、仍爲後日」賣券狀如件、

明應九年 庚申八月 日 東ノ(刑) 形尸太郎(略押)

五四六 中左衛門太郎菜地賣券

端裏書  
「かうし原」  
賣渡進私領菜地之事

(遺傳) 直錢一貫八百文請取了  
合一畔者 德分二斗四升、小辨定」

(蒲) 在蒲生郡德孫保今屈郷在之

四至限 東衛門五郎 西茶ヤ初  
北道 南衛門五郎

右件菜地、元者德孫保今屈郷中左衛門太郎」先祖相傳之私領也、雖然、依有直要用、」今屈之惣へ永代賣渡進處右土実正」明白也、但本證文可進候へとも、引失候間、無其」儀候、然上者、雖經後々代々、他違乱煩」不可有者也、仍爲後日證文之狀如件、

永正七年 庚午六月九日 中左衛門太郎(略押)

(堀) 今屈惣へ  
まいる

五四七 右馬二郎畠賣券

賣渡進畠地之事

(遺傳) 但得分百五十文宛申へ候」  
合半者 直錢壹貫文請取畢

(蒲) 在耕生郡得玖保今堀郷字蛇溝宮後之

限四至 東右近入道作 南大道定  
西蛇溝又三郎作 北蛇溝平四郎作

右件畠地之元者、今堀ちや右馬二郎(茶屋カ)先祖相傳之私領也、  
雖然、依有直(類)用要、 限永代賣渡進(美濃)所在地明

白賣正也、若雖經後之代之、更不可有他妨違乱煩者也、  
仍爲後日沙汰之證文狀如件、

寛正二年辛巳正月八日

ちや 右馬二郎 (略押)

五四八 左近三郎等畠賣券

進賣渡畠地之事

合壹段者 但直錢壹貫九百文榎請取畢  
公方クハ代わた五枚在之

四至 限東道 限西ルイ地(類)  
限南道 限北チウ夫田(徴)

(蒲) 在耕生上郡得玖保内今堀郷

大シヤウクン上在之、加地子三百五十文  
(將軍)

右件畠地、元者左近三郎先祖相傳之私領也、雖然、依  
有直要用、限永代(美濃)ミの殿仁賣渡處実正明白也、本證

文三通別進之候上者、万一天下(副)一同之雖爲御德政、於  
此下地者、子ミ孫之經共、不可有違乱煩者也、若此外

煩候者、以本物可請返者也、仍爲向後之支證放券文  
狀如件、

文安五年正月廿六日

左近三郎 (略押)  
介太郎 (略押)  
妙 (略押)

五四九 長義等畠賣券

(端裏書)「大つかの西瓜上隔之事  
竹林房 寄進證文」

うりわたしたてまつる畠事

合壹反者 直米貳石うけとり了  
(追筆)「大しやうくんのにしに在之」

右件畠ハ、今ほりのあせみやう畠」壹反也、ふせのあい(布施)

よさうてんしりうなりと」いゑとも、あたひようくあ(相傳私領)

るによて、竹森坊」ミのとのゝ御手ニ永代うりわたした(林)(美濃殿)

てまつる」所さいち明白也、後々代々ふるといふ」とも、(在 地)

いらんわつらいあるへからする者也、」若又天下一同の(違 亂 類)

ことくせひたりと」ゆふとも、いらんあるへからす候、(御 德 政)

本」もんしよあいそふへきといゑとも、るいある」よて、(文 書)

そへ不進候、いづくにありとゆふとも、」わつらいある(賣 券)

へからす候也、仍うりけん(賣 券)の狀」如件、

應永廿年十二月十七日

長 義 (花押)

あいよ (略押)

五五〇 道佛等畠賣券

賣渡進私領畠地新放券文事

合一反大者 代八百文請取了

四至限

東形P畠(刑部)

南清二郎畠

北夷大道也

西市路但道仏名内也、又公事八三年二一度ハマクダシ有是

右件畠地、元者道佛先祖相傳私」領也、依有然直要用、

今堀左近三郎永」代賣渡進在地明白賣也、但本證文」依

有類地、不及付渡、更雖經後々代々、」不可有他妨者也、

仍爲後日證文狀如」件、

延文六年三月十日

道 佛 (略押)

子息 尺迦法師 (筆軸印)

五五一 祐慶菜地賣券

奉賣奇進菜地之事(端裏書)

合壹畔者

此半分奇進分 半分賣地也

代五百文請取一畢

(蒲) 在耕生上郡得孫保内今堀之郷字(新まい)垣戸在之

四至本文書あり

右件菜地、元者階戸越前公「先祖相傳之地也、雖然、依有」直要用、今堀惣永代賣申所「実正明白也、雖然上者後々代々」經、(不可有脱)違乱煩他妨者也、仍爲後日「沙汰、寄進賣券之狀如件、

永正十年关西十一月吉日

祐慶(花押)

五五二 刑部三郎畠賣券

(端裏書)「とら法師刑P三郎うりけん」

賣渡進 私領畠地之事

合壹反小之内 大南ニツイテ字今堀宮後在之  
直錢壹貫捌百文請取畢  
加地子貳百文請追

四至限 東ハハツ左近太郎畠 南ハ石松衛門畠  
西源五郎衛門畠 北ハ佛阿ミ作定

右件畠地者、刑部三郎先祖相「傳私領たりといゑ共、依

有直要用、「次良衛門手仁令沽却處実正明」鏡也、然上者、雖經後々代々、不可有「違乱煩者也、但雖可相副、本書文

文明十四年壬寅十二月六日

刑P三郎(部)(略押)

五五三 成願畠賣券

(端裏書)「竹林房より賣券之狀」  
賣渡進畠地新放券文事

合壹段者 直錢貳貫文請取畢  
但得分貳百文

字得孫保今堀之宮後在之

限四至 東左近作 西細道  
南兵衛三郎 北左近作

右件畠、元者竹林坊先祖相傳之「私領也、雖然、依有要用、眞乘坊手」(衍カ)手仁限永代賣渡進所在地明白也、「但本證文雖可相副、依有類地、不」能副進者也、若後々代々雖經、他妨違乱煩不可有者也、仍後日「爲沙汰證文之狀

如件、

文明五年癸巳十一月八日  
成願(花押)

五五四 左近二郎畠賣券

(端裏書)

「此地文明二年庚宮後之林之替仁出

いまほりのさこの二郎うりけんとかふん三斗八升」

うりわたし進しりやう畠地の事(私領)

合 畠一所一反廿分者 代米二石二斗五升請取了  
なう壹せまぢ者

在とくちんかほういまほりの北にあり

明阿ミ名

四至限畠 東ハいや二郎作 南ハ明阿ミ作  
西ハ大道 北ハいまさいけの宮内入道作

四至限なう 東ハ介太郎作 南ハかわ  
西ハ衛門太郎作 北ハやくしたうまへ  
(藥師堂前)

右件畠・なうの元者、いまほりのさこの二郎さう」てん  
(左近)

の地也、しかるを、あたひようあるによりて、  
(直要用) (野)

邊カ) (手) うへの西殿の御てに、永うりわたし」進所在地明白しち  
也、本文書ハひきう」しなうによりて、そへ進にあたハ  
す、後々」代をふるとも、いらんわつらいあるへから  
(引失) (違亂煩)

明德二年十二月廿四日

いまほりのさこの二郎(略押)

得分 畠二斗五升 かな斗定  
なう一斗三升

五五五 左近四郎畠賣券案

案文 賣渡進私領畠地事

合半者

在得孫保今堀之郷宮之東

四至限 東ハ河定 南路  
西ハ路 北ハ類地

右件畠地、元者左近四郎。相傳之」地也、雖然、依有要  
先祖

用、布施之新」殿之御手ニ、永代所賣渡進在地明白」也、  
雖經後之更々不可有他妨候、仍」爲後日新放券狀如件、

嘉慶元年十一月十五日

在判

五五六 聖秀島賣券

賣渡進 島地之事

合貳段者 直錢伍貫貳百文」請取了

在得孫保内今堀大將軍東在之

四至限

東作路 南伊世道定

西ハ刑尸三郎作 北ハ衛門四郎作

右件島、元者聖秀買得相傳也、雖」然、依有代要用、道

法房手仁限永代」賣渡進處在地明白也、本證文」一通副

進候上者、雖後之代々、更々」不可有他妨者也、仍爲向

後支證」放券之狀如件、

永享八年四月廿九日

聖 秀 (花押)

(裏書)

「此内付西一段百夫左近知行也」 「直錢伍貫貳百文」ノ裏ニ記セリ。

「此内東路付一段菊女分」 「右件島」ノ裏ニ記セリ。

五五七 けんくう房田地賣券

賣渡進 私領田地事

合壹反者 但直錢貳貫伍百文」請取了

在得孫保内字黒丸在之

(マ) 限東野 限西正一田  
至四 限南新田 限北幸念田

右件田地、元者けんくう相傳之」私領也、雖然、依有直

要用、」又二郎限永代賣渡進所在」地明白也、後々代々

更不可有他」妨者也、仍爲向後龜鏡之書文」狀如件、  
(證)

應永二十年二月 日

けんくう房 (略押)

五五八 今堀茶屋右馬二郎島賣券

(端裏書)

「今堀茶屋右馬次郎賣地島證文」

賣渡進島地之事

合半者 直錢壹貫文請取畢  
但得分百五十文宛可弁申候

在近江國蒲生上郡得孫保内今堀郷「字蛇溝宮後在之」  
(蒲)

限四至 東右近入道作  
南大道定 西蛇溝又三郎作 北蛇溝平四郎作

右件畠地、元者今堀茶屋右馬二郎先祖「相傳私領也、雖然、依有直要用、」  
「限永代所賣渡進在地明白也、

雖濱相副「本證文、依引失、不能副進候、若号本券、」  
持出來輩者、可爲盜入者也、然上者、雖「經後々代々、於此下地者、更々不可有他」妨者也、仍爲後日龜鏡證文之狀如件、

寛正二年辛巳正月八日 今堀茶屋  
右馬二郎(略押)

五五九 孫五郎畠賣券

(端裏書)  
「まん五郎賣文書 今堀堂 藥師堂燈明寄進」

賣渡進 私領畠地事

合一反者 直二貫文請取了

(蒲)  
在蒲生郡得孫保内字名今堀大常軍「北有之」  
(將)

四至限 西  
南衛門二郎作 北馬五郎馬作  
東田正房作 南正覺房作

右件畠、元者今堀まん五郎先祖相傳私領也、雖然、「依有直用要、今堀東馬殿御手仁賣渡」進所在地明白實正也、  
本證文一通進「者也、若又雖爲天下一同御得政、於此下地者、」  
(不脱カ)  
可有全他妨者也、仍爲後日文書狀如件、

今堀東孫五郎(略押)

應永三十五年二月十七日

五六〇 覺圓畠田賣券

(端裏書)  
「フタ又ノ覺円證文 こまいし」

賣渡進私領畠田之事

合大者 直代錢壹貫六百文「請取畢

在得孫保内今堀郷内字ヨ道」  
(コ脱カ)

四至 東ハ馬四郎作 南ハ道  
西ハ法性作 北ハ衛門太郎作

右件畠田之元者、經(フ)又之覺(ツ)円之先祖「相傳之私領也、

雖而、依有直要用、」限永代今堀馬太郎仁賣渡進所在地

「明白美正也、雖經更後々代々、全不可」有他妨者也、

若此地違乱煩之時ハ、「本せ(錢カ)二之請返進可者也、但本證

文」二通可副進者也、仍爲後日沙汰證文」之狀如件、

應永十六年十一月廿六日

覺(ツ)円(略押)

#### 五六一 介太郎畠田賣券

進賣渡私領畠田之新放券文事

合大者 直錢肆貫文慥請取之

在得孫保今堀郷内西在家南之

四至 限東竹林坊地定 限南ほと  
限南左衛門地定 限北河定

右件畠田、元者今堀郷西在家介太郎相傳「私領也、雖然、

依有直要用、石塔寺郷公」承秀仁所進賣渡明白也、本證

文四通相副「渡申候、然上者、可有他違乱煩者也、」仍

爲後日龜鏡證文之狀如件、

嘉吉三年关十二月廿三日

南

介太郎(略押)

#### 五六二 今堀中庵元超森賣券

(端裏書)  
「みせの元超うりけん」

沽却進 私領森之事

合壹段者 直錢拾壹貫文請取了

在蒲生郡得孫保今堀郷北之

四至 東西北ハ惣ノ森定  
南中庵ノ屋敷定

右件森之元者、雖爲

「先祖相傳私領、依有直

要用、今堀」之村人中江令沽却處美正明白也、「本證文

二通相副畢、然上者、雖經後々代々、不可有違乱煩他

妨者也、仍爲向後「龜鏡沽券狀如件、

文明十四年壬十一月三日 今堀中庵  
元超(花押)



〔參拾參号〕

五六三 書狀斷簡

あるへく

我等も

可被懸御意候、御  
候共、十五日ま

態以折紙申入 仍今度者、度々 上御書付ま

まで被 明日ハ うそ 上候間、御さ所

い 保内之返事 各御祝着之由、被仰

可申候、

左候へハ、小幡・くつかけ(沓掛)より、昏荷之儀者、

兩郷としより衆(年寄)被罷上候、保内申上候之儀者、

被仰調候 おはた・くつかけ 御あしわしらい

にて 罷上、荷物押 候はん由也、未勢 州

申 (後欠)

五六四 南又左衛門尉元満書狀(前欠)

保内へ 由申候、此儀於相果 四本問衆札

請候様被仰候て、一 依御返事、兩郷へも

此方より可申調、恐々謹言、

壬子月十一日

南又左衛門尉  
元満(花押)

新左衛門殿

左衛門二郎殿

御宿所

五六五・A 禪檀庵等起請文案斷簡

不可 者 上仁不可有不

忠儀者也、 条々 向後 儀者

者也、仍起請文之狀如件、

嘉吉二年六月

鹿堂、  
了 蜜 在  
朝 康 在判

五六六 某書狀

南、朝、則  
貞庵 在判  
は、 在判  
禪檀庵 在判

兼阿 在判  
朝、財 在判  
朝、秀 在判  
二階 在判

五六五・B 觀性預土地賣券(前欠)

限溝并道蓮作 北限窓檢教作

地、元者坂本觀性預先祖相傳私領也、依有直  
要用、破塚平内手限永代地明也、同本證文  
相副進上者、雖經更以不可有他妨者也、仍爲  
向後龜鏡證如件、

延文四年亥十二月九日

觀性預(花押)

〔參拾四号〕

五六七 保内商人等言上狀案

保内諸商人等畏申上候、

抑當保諸商人者、日本國之地主、權現日吉一宮之神人と

御報

九月廿日 「草名」(花押)

細者ひろ田方御申可有候、恐惶謹言、

上候事、御隔心と存候、「いかさま以參可申承候、」委  
樣も貴所御沙汰之ことく同心候へく候、但使節御  
同心候由被示候、「巨細る田方以承候、「念仕候、何  
御札委細拜見申候、仍先日被仰候今掘之儀、皆々御  
千万候て、尚近日以參可申入候、御懇存候、

して、致」其役商賣仕事、往古以來於」于今、相替事無御座候、爰ニ」後白川院御宇、南都猿沢之」池より大蛇出候て、おほく人を損」さす、たいらくる者有之者、御」褒美あるへき由、國々所々ニ高札」うたせられ候、然ハ當所之商人之」

..... (紙 繼 目) ..... 二 .....

中野之坊太郎と申しれ者か候て、「思案を仕すまし、罷上候て、仕様ハ」大竹をおり、うすく拵候て、もと」さを鐘のやうにとからせ、手ニ」しかともち候て、そうをハ我か身に」まとい、池の邊へ罷出候へハ、やうもな」く」彼蛇のミ申候処ニ、のまれながら持たる」とかかりに、蛇のわきをさ」きとをし、「身のまといをふりほとき、飛出候て、「かつらのもとすへをとりて、ひきずり」ころし申候、池の水紅に成候事」無隠候て、名譽を仕候、則奈良」

..... (紙 繼 目) ..... 三 .....

寺向より春日野を保内の馬」飼場と給候、仍而此事」

叡聞ニ達シ候て、京へ被召上、自是」商人之上畜類をたいらけたる」御ほうひなれはとして、買馬・賣馬・乘馬、諸國諸役礼儀」さて、無其煩任心ニ賣買可仕候」由被仰下、忝 王様之御」手形を御繪旨のハシニ付させ」られ候て、證跡を被下候、又末」代之まつり事の表示と候て、「當郷商人の持申は」<sup>(巻)</sup>うを弓の」

..... (紙 繼 目) ..... 四 .....

すかたニこしらへ申杖をハ、さきニハ」<sup>(禿)</sup>かふるの形をまねひ、もとハはた」<sup>(旗)</sup>さほのやうニ拵、ねほりの竹を持」<sup>(歩)</sup>候てありき候、馬牛にかきらす、万」雑公事不及其沙汰、權門の」商人不私御事候、さ候處、國中」のはくらう衆申様ハ、惣たの只」人のやうニ、當保の衆へも、はく」らうの手より馬牛賣買を」仕候へと申懸候、如申上候、生得諸」商賣人之上ハ、保元之御」宣下ニ馬之事、別而被成」被下候、依之、享祿二年之」

..... (紙 繼 目) ..... 五 .....

御成敗明鏡ニ候、去年三月廿六日」伯樂中へ被成御成敗

候と、當年「五月ニ此方へ付申上候、何かと申」候へハ、是ハ如先々、可致賣買、新「儀之族停止と被仰出候上ハ、當」郷之衆ハ、文以其類候ハあらずと「相訪候て申段、不能覺悟候歟、」爲山上可有御申候へ共、證文に「道理も無紛御事候、先々」王様申上候、被仰召分、堅被加「御成敗候様ニ被成御申上候ハ、忝」可存候、仍而言上如件、

天文廿年十二月 日

〔參拾五号〕

五六八 なおし物日記

なおし物之日記事

合永正二年卯霜月廿一日

壹貫五百文 堂ノ頭  
壹貫五百文 堂頭

若左衛門市  
菊石二郎駒石

壹貫文 九月九日頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

壹貫文 堂頭

い上十三人より定拾五貫伍百文

貳貫五百文

五六九 書狀包紙

茶ヤ祢々

南ノ入道

刁又太郎初

ヤフノ犬法師

源兵へ初

又右衛門刁

道泉辰

中衛門五郎ノ初

道法ノ亥子

藤内二郎石

大地亥子

九里伊賀守  
隆員

柴原殿 御宿所

五七〇 座抜日記

(辰)立ノ又太郎 依無力座ヲ拔畢  
 門兵衛 依無力座ヲ拔畢  
 駒二郎 依無力座ヲ拔畢  
 小刁三郎 依無力座ヲ拔畢  
 若石太郎 依無力座ヲ拔畢  
 ケリ駒石 (文脱カ)二百未進依レ有 座ヲ拔畢  
 正幸亥子 依無力座ヲ拔畢  
 五郎兵衛 四斗六升年貢未進有之依座拔候  
 若兵衛五郎 百文之未進有之依座ヲ拔畢  
 門祢<sup>レ</sup> 百七文 三日講未進有之ハ座ヲ拔畢  
 馬犬二郎 壹貫文未進有之上ハ座ヲ拔畢  
 加<sup>レ</sup>衛門 二百文未進有之依座ヲ拔畢  
 若衛門入道 五百五十五文未進有依座ヲ拔畢

右有与二郎 依無力座ヲ拔畢

元貳年甲形尸二郎三十八文 上三十八文 座ヲ拔畢  
 定条々

右若於以後座ニ入輩者、未進有方々ハ、料足ヲ算用有可  
 ミテ足洗酒如先々本走可有候、

五七一 算田帳斷簡

七十步新、開免廿分彦フセ四郎 一段内 大又三郎 又三郎  
小内六十步免ユウシアン  
 三百步免 法藏寺 半廿分 不 今西殿  
 一段内不半 布施殿 一段内不大廿步 フセ殿  
 八十分 不 大西殿 廿步 不 孫太郎  
 半内新開 免卅分 源二郎 六十步 不 衛門  
 一段神樂田蛇灣 むさ二郎カキ内 左衛門 四十五步 衛門二郎  
 小 左近太郎 六十步 不 衛門二郎  
 半廿步 孫三郎 大卅步内免卅分 衛門二郎

大新、開免半作六十分 馬五郎

已上二町八段小廿五分

平小谷 半四十歩 兵衛三郎

已上平小谷カメツル一町小 六十分 兵衛三郎

小 同

一段十歩 同

七段半内不一段小 蛇溝(惣)ソウ

ヘヒシソハシツメ 一段半多賣坊名入 兵衛三郎 太夫、

半新、開 太夫 兵衛三郎

二時 一段小新、開 太夫

六十歩新、開免廿分 兵衛三郎

六十分新、開免廿分 介二郎

小卅歩廿新開免卅分 馬太郎

六十歩新開免卅分 左近二郎

七十歩新、開免廿分

カメいし 大内百歩キリノシ廿歩觀泉坊名入

小免八十分 兵衛五郎

已上三段大十分

五七二 今堀分算用狀

今堀分

馬 七十人 貳拾二貫四百文 人別三百廿宛

(マ) 墨收

十七人 五百四十四文 人別卅二文配

已上二十二貫九百四十四文内

二十貫八百七十五文 經入引

定夕(殘)二貫六十六文 可出内

一貫二百五十文 行光房へ

三百七十五文 (刑部) 形P左衛門

三百七十五文内 二百五十二文茶ヤ邦方へあり 左近兵衛

定夕而六十六文可出申候 (殘)

二百五十八文 廿六 左近兵へ方へ

十六文代二分出畢

五七三 彦次郎等連署起請文案

(端裏書) 一安

起請文之事

前ニ意趣書多候間不書候

梵天帝尺四大天王日月五星諸宿曜」等、天照大神熊野金

峯王城鎮守諸大明」神山王七社王子眷屬、別而郷内諸神

「祇等惣而日本國中大小權實二類神」尉奠尉(民)、郷氏等

而ス身中仁蒙(殘)ラン者也、「然者、早郷氏等被聞食被無私(民)

曲之旨、爲蒙安堵御載起請文之詞、加「署判重恐言上(署)

如件

建武四年十二月 日

彦次郎在判

守次

清太郎

馬允

孫太郎

松次郎

源太郎

藤太郎

介次郎

惣安王

丹先生

中安主

平内入道

介太郎

次郎太郎

孫太郎

中介

弥五郎

生蓮

藤内

藤内太郎

清内

平次郎

和泉介

源六

熊太郎

孫太郎

馬次郎

藤太郎

五七四 今堀神田注文

今堀

三郎太郎

一段小今在家

又太郎中野

大

三郎

一段小今在家

半

藤三郎

一段今在、花玉房余 今在家

三郎次郎

大卅分

三郎次郎

一段今在家

已上四段内 三段借屋免 一段御神樂

右任御書下旨、郷之支配如件、

建武貳乙亥年十一月十日

公文助近

圖師爲景 (花押)

五七五 未進算用狀 (折紙)

未進之書出

合天文十年辛丑十一月四日

河田

五十文

一斗

四舛

道泉  
又左衛門  
兵衛太郎

二百文

東  
左近太郎

八舛

北  
若衛門

廿七文

初  
藤左衛門

三舛七合

東  
藤二郎

九十二文

熊  
左近三郎

八舛

アホ  
左近太郎

四舛

同

七合五夕

猿  
刑尸太郎

二百文

茶屋  
むこ

百文

奥左衛門

卅文

今在家  
弥太郎

廿四文

奥衛門

以下折紙下段

柴原

一斗三升五合

介衛門

一斗五升

柴原  
石若

百文

左近三郎  
入道

六舛

入道  
四郎三郎

一舛二合

宮左衛門

五十文

同

七舛六合

中衛門

二斗六舛五合

堂後初  
又太郎

四舛五合

同

三百文

東  
左近二郎

六十七文

德左衛門

三十三文

東  
大夫

六合七夕

イノ子  
左近二郎

四斗五舛

東  
次郎三郎

一斗

同



今堀日吉神社文書(十)

一斗八舛	北	左	近
卅九文	同		
二百文	同		
四十文	同		
五七六	算田帳斷簡		
大	ヘヒミソノカン定道 <small>ヨリ</small> 下 <small>カン定道ノ上地藏堂後</small>	小新、開	左衛門
大二畔	元 <small>イマホリ</small> 邦	半新、開	兵衛三郎
大廿分	馬五郎	一段六十分	左衛門
大四十分	孫太郎衛門 <small>ヘヒ</small>	小	彦太郎
大	六郎三郎	一段	彦四郎 <small>コ今在家</small>
一段廿歩	左近太郎 <small>ヘヒ</small>	小	兵衛三郎
一段半	兵衛三郎	百歩	彦太郎 <small>テウフ</small>
小	兵衛三郎	一段廿歩 <small>不五十分</small>	弥二郎大夫
一段小内 <small>不一段廿分</small>	源二郎	二段四畔	レイセンアン

五七七 與左衛門等證狀

大二畔	レイセンアン	半四十歩	兵衛五郎
一段卅歩	左近太郎 <small>テウフ</small>	四十歩	今西殿 <small>フセ</small>
一段	彦五郎 <small>コ今在家</small>	百歩卅分免	兵衛、 <small>フセ</small>
大新、開免卅歩	介二郎	一段九十歩 <small>二畔</small>	衛門太郎
一段	兵衛 <small>フセ</small>	小新、開	孫太郎 <small>ヘヒ</small>

一今度道順事、申あつかひ「御わひ事仕候、御同心忝候、  
 「以來道順地下中へり分不」仕候ハ、如御法度可申  
 付候事、爲其一筆如此候、仍狀如一件、

慶長八年  
 卯月五日

今堀  
 惣中參

道順あつかひ  
 与左衛門(略押)  
 東  
 四郎左衛門(略押)  
 同  
 与右衛門(花押)

五七八 いのこ詫狀

只今御意之段委細心得申候、於已後者、市へまいり  
 ましく候、自余れうし(聊爾)仕候ハ、かさねて市ぬし(主)よ  
(折檻)り御せつかん可存候、爲一筆申候、仍狀如件、

永正十六

六月二日

いのこ(略押)

五七九 今堀惣衆議狀案

文言之上番者八人之長上「歳上ニツイテマわるへき物  
 也、」聊も咎人ヲ見陰番衆(隱)「在之者、咎人ニ同帶たるへ  
 く候、」又武者ノ差口・夫之差口・手代之番者、一和  
 尚・二和尚「末代可相除者也、是則」郷内富貴家門長久  
 爲也、「衆議之趣如件、

五八〇 烏帽子直算用狀(折紙)

文明十八年丙午十二月廿八日

一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文  
 一貫文

(烏帽子着)  
 台廻ほしき

形部(刑部) 初  
 石左近太郎 初  
 五郎衛門 初  
 五郎兵衛  
 イノコ  
 石松  
 五郎兵衛  
 平左衛門  
 初  
 岩衛門二郎  
 石  
 三郎衛門  
 若ほう(法)  
 藤兵衛三郎  
 市  
 又兵衛  
 馬  
 とら松  
 初左近太郎  
 駒石  
 又太郎衛門  
 とら  
 藤左衛門  
 岩  
 藤左衛門  
 いぬ  
 四郎兵衛  
 駒石